

目次

教育長訓令	
○所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	1
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	3

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和6年2月20日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程(平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書の廃棄」を「文書館への引渡し及び文書の廃棄」に改め、「第28条」の次に「第28条の2」を加える。

第2条第5号中「要件」を「要件」に改める。

第6条第3項第4号中「及び廃棄」を「、廃棄及び北海道立文書館(以下「文書館」という。)への引渡し」に改める。

「第8章 文書の廃棄」を「第8章 文書館への引渡し及び文書の廃棄」に改める。

第28条第1項中「文書について」の次に「、前条の規定により文書館へ引き渡す文書を除き」を加え、「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第28条の2とし、第27条の次に次の1条を加える。

(文書館への引渡し)

第28条 主務課は、保存中の文書のうち、保存期間満了後において、文書館の資料として引き渡すよう文書館から依頼のあった文書(以下「引渡予定文書」という。)について、その簿冊名を総務政策局総務課担当課長から通知を受けたときは、当該簿冊の背表紙(紙文書の完結文書に限る。)に引渡予定文書である旨を表示しておかなければならない。

2 主務課は、引渡予定文書のうち、保存期間が満了した文書について、毎年、6月末日までに文書館引渡文書一覧表(別記第8号様式)を作成し、総務政策局総務課に提出するとともに、当該文書を総務政策局総務課を経て文書館に引き渡すものとする。ただし、引渡予定文書のうち、引き渡すことが適当でない認められる文書については、総務政策局総務課担当課長と協議の上、これを引き渡さないことができる。

別記第8号様式中「第28条」を「第28条の2」に改め、同様式を別記第9号様式とし、別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式(第28条関係)

文書館引渡文書一覧表 (年度)							
					部 課 係 名		
完結年度	分 類 記 号				業 務 簿 冊 の 名 称	保 存 期 間	摘 要
	第1 分類	第2 分類	第3 分類	第4 分類			

(日本産業規格A列4番縦型)

附 則

この教育長訓令は、令和6年2月20日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和6年2月20日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程(平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 電子署名 電子文書について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該電子文書が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すものであること。

イ 当該電子文書について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(6) 特定情報システム 道立学校の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と本庁、出先機関若しくは他の所管機関又は国等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、特定の事務処理を行うために必要と認められるものをいう。

第7条第2項第5号を第6号とし、同項第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定情報システムにより受信した文書で電子署名が行われているものは、当該電子署名に係る検証を行った後に直接到達した文書として、第1号の規定により処理するものとする。

第11条第2項第3号ウ中「電子メール施行」の次に「又は(利用する特定情報システムの名称)施行」を加える。

第16条の見出し中「押印」の次に「及び電子署名の実施」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特定情報システムを利用して要押印文書を送信する場合には、公印の押印に代えて、電子署名を行うものとする。

3 電子署名を行うために必要な事項は、教育長が別に定める。

第17条第2項中「又は電子メール」を「、電子メール又は特定情報システム」に、「別に定める」を「教育長が別に定める」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和6年3月1日から施行する。

